

令和6年9月19日（木曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第5日目）

令和6年第3回松島町議会定例会会議録（第5号）

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	中島一都君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	安土哲君
町民福祉課長	相澤光治君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	岩渕茂樹君
会計管理者	佐藤進君
会計課長	大宮司綾君
水道事業所長	赤間春夫君
企画調整課次長	金田卓也君
危機管理監	田瀬高広君
総務課総務管理班長	岸淳一君
教育長	内海俊行君
教育次長	千葉忠弘君

教 育 課 長 蜂 谷 文 也 君
監 査 委 員 丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 浩 司 主 査 高 橋 洵 子

議 事 日 程 (第 5 号)

令和 6 年 9 月 1 9 日 (木曜日) 午前 1 0 時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 議案第 6 3 号 令和 5 年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 3 議案第 6 4 号 令和 5 年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 4 議案第 6 5 号 令和 5 年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 5 議案第 6 6 号 令和 5 年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 6 議案第 6 7 号 令和 5 年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 7 議案第 6 8 号 令和 5 年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 8 議案第 6 9 号 令和 5 年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 9 議案第 7 0 号 令和 5 年度松島町水道事業会計決算認定について
 - 〃 第 1 0 議案第 7 1 号 令和 5 年度松島町下水道事業会計決算認定について
 - 〃 第 1 1 委員会の閉会中の継続審査・調査について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回松島町議会定例会を再開します。

傍聴の申出がございますので、お知らせします。[REDACTED]です。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、5番中島一都議員、6番後藤良郎議員を指名します。

日程第2 議案第63号から日程第10 議案第71号

○議長（色川晴夫君） お諮りします。日程第2、議案第63号から日程第10、議案第71号までを一括議題としたいと思いますが、このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

日程第2、議案第63号から日程第10、議案第71号までは令和5年度決算審査特別委員会に付託し、既に審査が終了しております。

なお、令和5年度決算審査特別委員会審査報告書が提出されておりますので、お手元に配付しております。

特別委員長の審査報告を求めます。小澤陽子委員長、登壇の上、報告を願います。

〔決算審査特別委員会委員長 小澤陽子君 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（小澤陽子君） それでは、令和5年度決算審査特別委員会の審査結果についてご報告をさせていただきます。

本委員会は9月9日に設置され、9月10日から18日まで3日の休会を挟み審査を行いました。

審査の場所は、当議場でございます。また、9月10日には5か所の現地調査を行い、説明のため町長、副町長、教育長、課長、班長等及び説明補助員の皆さんに出席を求め、説明、質疑を行いました。ありがとうございました。

審査の結果についてご報告を申し上げます。

議案第63号令和5年度松島町一般会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第64号令和5年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第65号令和5年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第66号令和5年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第67号令和5年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第68号令和5年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第69号令和5年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第70号令和5年度松島町水道事業会計決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第71号令和5年度松島町下水道事業会計決算認定については、認定すべきものと決せられました。

以上で報告を終わります。

なお、審査の結果における意見を申し上げます。

審査意見。

総務課所管。

文書管理のデジタル化について。

現在、本町では文書管理を全て紙で行っている。過去の文書をデジタル化するには費用負担が大きいため早急に進めることは難しい。しかし、今後の文書保存はデジタル化することで将来の負担がなくなる。DX推進の観点からも過去の文書管理を含めデジタル化すべきである。

町営バスの運行について。

中高生の足として町営バスの役割は大きい。帰宅時間に即したバスの運行がないため、保護

者が送迎をしているのが現状である。実情に合った時刻表になるよう改善すべきである。

企画調整課所管。

住まいのリフォーム助成事業の継続について。

「暮らし応援・住まいのリフォーム助成事業」は申込件数が大変多い事業であり、町内の経済効果も大きかった。このような事業を望む声は今でも多い。町内業者育成の観点から、町単独の予算をつけてでも町民のために住まいのリフォーム助成事業を継続すべきである。

財務課所管。

ふるさと納税の返礼品の充実について。

令和5年度は前年に比べ金額は増加したものの件数が減少している。寄附者のニーズを分析し、松島の特性や魅力を最大限に生かした返礼品の開発に努力されることを望む。

健康長寿課所管。

避難行動の個別計画の整備について。

要介護者及び障害等を持つ方々が自然災害などの緊急事態が発生した際に、命を守るため速やかに避難できるよう、早急に個別計画の整備を進めるべきである。

産業観光課所管。

鳥獣被害対策について。

近年、鳥獣による農作物の被害が急激に増加している。町として自ら調査を行い、関係機関と連携しながら効果的な対策を速やかに取るべきである。

教育委員会所管。

町史編さんについて。

町史編さん事業は、町制施行100周年の記念事業である。編さん作業は多くの時間と労力を要する作業であるが、職員を中心に行うことは大変評価に値する。協力体制を充実させ、よりよい町史が完成するよう尽力されることを望む。

以上で報告を終わります。

○議長（色川晴夫君） 小澤委員長、大変ご苦労さまでございました。

質疑につきましては特別委員会において十分になされたものと思います。これより直ちに討論、採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

各議案について討論、採決に入ります。

議案第63号令和5年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございませんか。原案に反対者の発言を許します。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 10番今野でございます。

議案第63号令和5年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行いたいと思います。

私は、令和5年度一般会計予算に対する反対討論のところにおきまして、初めに我が国がウクライナ情勢を利用して大軍拡を進めようとしており、一方で人口減少と高齢化に歯止めがかからず、子育て支援もかけ声に終わりそうだと。そして、限られた予算の中で大軍拡が進めば、暮らしや福祉、医療や教育への予算が削減されることは歴史的にも明らかであり、私たちに戦争を準備するのではなく、平和を準備することこそが求められていると申し上げてまいりました。

残念ながら、ロシアのウクライナ侵略、そして今ではイスラエルとハマス、ガザでのジェノサイドにはいまだに終わりが見えません。そして我が国は大軍拡と戦争の準備にひた走るなど、残念な気持ちでなりません。また、かけ声に終わりそうだった子育て支援は、若い世代と高齢者世代を対立させ、高齢者に子育て支援の負担を求める結果となりました。軍拡ではなく、そして対立でもなく、年老いた人も若い人の暮らしも守れる、そんな政治の実現と平和を切に願うものであります。

それでは、令和5年度一般会計決算に当たり、私の考えや意見等を申し上げ、反対の討論としたいと思います。

初めに、この間、国の個人情報保護法に従って、地方自治体行政が持つ個人情報を保護することから活用する方向へ大転換を行い、全国共通のルールで匿名加工情報とオンライン結合によって非個人情報となった個人情報を、本人の同意もなく第三者への提供を可能にしたという問題があります。こうした情報の取扱いはプライバシーを侵害する恐れがあり、情報の漏えいが多発する中で対策が不十分と言わざるを得ないと思います。デジタル技術を否定するものではありませんが、その危険性を十分に認識をし、時間もかけながら進めるべきものではないでしょうか。

2点目は、情報保護とも深い関わりのあるマイナンバーの問題です。マイナンバーを作るか作らないかは本人の自由意思であり、カードの利用範囲も社会保障と税、災害対策の分野に限定されていたにもかかわらず、預金口座や免許証などとのひも付けなど、利用範囲の拡大が進められようとしております。

また、今年9月定例会でも本町個人番号の利用に関する条例の一部改正が行われ、マイナンバー利用の限定を取り払い、全ての行政分野で利用を推進することができるようになりました。マイナンバーの情報連携は、法改正をすることもなく拡大が可能となり、マイナンバー特定個人情報のこのような取扱いはプライバシー侵害の危険性をさらに高めるものであります。

また、マイナ保険証の利用促進が強引に進められてきましたが、その取得率は今年6月末で国民健康保険加入者が61.6%、後期高齢者医療で49.9%、医療機関窓口での利用率はそれぞれ12.17%と7.2%と低迷しております。12月2日からの医療機関窓口等での混乱が懸念をされているところであり、強引な進め方はすべきではありませんでした。

3点目、ただいまの委員長報告にもありました住まいのリフォーム助成制度は、その実現を何度も求めてきたところではありますが、これまで実現することはなく、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業としてその実施が実現をされました。実施された住まいのリフォーム助成制度は申込件数も多く、町民のニーズに沿った事業だったと思いますし、町内の事業者からも歓迎される事業となり、町の経済活性化に対する効果も大変大きかったと感じております。

こうした町民や事業者のニーズに応える形で、また町内の事業者育成という点からも、リフォーム助成制度を町単独事業として継続すべきと考えるものであります。ぜひ、町長にはこうした制度の実現を望むものであります。

4点目、障害者医療費助成制度は、病院の窓口で医療費を一旦支払って後日償還される仕組みとなっております。窓口での負担が大きくなれば受診を控えることにもなりかねません。この問題については、何年も前からこの場で言い続けていることですが実現をしておりません。償還払い制を取っているところは、全国でも宮城県を含む数件となっております。宮城県に対して早急に障害者医療費の窓口無料、現物給付を実現するよう強く求めていただきたいと思っております。

5点目は、保育所の待機児童についてであります。令和5年度当初は待機児童はなかったが、年度途中で育児休暇を終えての入所申込みがあり、待機児童が発生したということでもあります。発生事由として、保育所の面積要件の基準を超えたためということでありましたが、保育に欠ける子供を1人も出さないという姿勢でぜひ考えていただきたいし、可能であれば今後に向けて施設の拡張も検討すべきではないかと思っております。

6点目、じんかい処理についてであります。令和6年度より製品プラスチックについても

分別収集することにしたことは大変よかったと思います。しかし、CO₂の排出抑制を図る観点から考えると、水分の多い生ごみの処理方法や減量化もまた重要であると考えているところでもあります。地球温暖化対策実行計画策定等においても、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

7点目、昨年10月にスタートしたインボイスは、小規模個人事業主に廃業するかどうかの選択を迫る制度となったと思います。特に、本町では個人事業主を多く抱え、高齢者の生きがいを支えるシルバー人材センターにとって大きな問題だったと思います。周辺自治体と比較しても低い補助金等の増額を求めてきたところではありますが、その手当もなく、シルバー人材センターの令和5年度収支は6,400万円の収入に対し、6,600万円の支出でマイナス200万円程度の収支となったということでありました。手数料を12%に引き上げた対応もあったということですが、さらなる手数料の引上げも検討せざるを得ないとのこと、補助金の引上げについて再考すべきものと考えてるものであります。

8点目、狹隘道路の整備と解消に関連し、道路幅員員の確保のためにセットバックした土地の寄附や登記についてであります。まず、現在はセットバックした土地について、町は寄附していただくことを基本に、町有地として登記もされているとの説明だったように思います。しかし町内では、セットバックはしたものの分筆に係る費用を地権者と町のどちらが持つのかなどの問題もあり、町有地として登記されていない土地も少なからずあると思っております。狹隘道路を解消し、火災や災害時もしっかり対応できる安全な住宅地の形成に向けて、町の取組方針を明確に打ち出すことが求められているのではないのでしょうか。

9点目、町営住宅入居者の平均年齢は68.2歳ということでございました。入居者の高齢化が進む中、連帯保証人になってくれる人がなく、やむを得ず町営住宅の入居を諦めたりするケースがあります。高齢になればなるほど親や兄弟もいなくなり、おいやめいなどに頼むのもためらわれる、そんな状況が生まれてまいります。入居者にとっても、また連帯保証人制度は頭の痛い問題となっています。現に入居している方々の中でも、保証人のいない入居者が16.2%ほどおり、公営住宅を管轄する国土交通省では連帯保証人の廃止をする方向で検討するよう求めており、本町においても連帯保証人制度の廃止に向けて検討することを改めて求めたいと思います。

10点目、学校給食の無償化の問題です。令和5年度予算の討論でも、学校給食は教育の一環として位置づけられており、本町においても無償化に踏み出すべきで、財政が厳しいというのであれば、まず義務教育最後の中学校3年生からでも始めることをと申し上げました。ぜ

ひ学校給食の無償化に踏み出してほしいと思います。

11点目、育英事業基金についてであります。年度末の利用者は1名だけで、基金総額に占める貸付金の割合は21.5%にとどまっており、基金の在り方を見直す必要性があるのではないかと思います。例えば、据置き期間や返済期間などの見直し、また給付型や、地元就職など条件によっては返済不要などの運用の在り方を見直すことも考えられます。町と教育委員会、また松島町奨学金貸与事業運営委員会等で、育英事業基金の運用について検討をしていただきたいと思います。

12点目、土地開発基金についてであります。土地開発基金による土地取得は、予算を通さず議会の議決を経ないで執行されるため、運用の実態が見えにくい場合もあるのではないかと考えております。町としては、基金残高が多過ぎるかもしれないが、土地基金はいざというときに必要ということのようでありました。現在、2億3,120万円余りの基金残高であります。土地取得特別会計への切替えでも大きな違いはないと思います。切り替えることによって、より透明性の高い行政運営になるのではないのでしょうか。

13点目、最後でございます、農業をはじめとする1次産業の問題です。決算の成果説明書、農業委員会を見ると、令和5年度は新規就農者もなく、農地面積は毎年減少し続けていますし、地域に担い手がないのではないかという質問に対し、地区をまたいでやればできるという答弁、担い手が不足していることを認めた答弁であったと思います。

また、遊休農地の面積は減少しているものの、その要因は太陽光発電の設置による増加が大きいのではないのでしょうか。ロシアのウクライナ侵略、また円安によって農業資材なども高騰しており、収益の減少、赤字などで経営が厳しく離農に拍車をかける状況が生まれてきていると考えます。自給率も低迷したままであり、農家所得の向上につながる抜本的な見直しと、農業や漁業など1次産業への長期的な展望に立った支援強化が必要なのではないかと申し上げ、令和5年度一般会計決算認定に当たっての反対討論といたします。

終わります。

○議長（色川晴夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 1番菅野隆二でございます。

それでは、ただいま議題となっております議案第63号令和5年度松島町一般会計歳入歳出決算認定に賛成の立場から討論を行います。

令和5年度一般会計の決算額は歳入が72億7,000万円、歳出が70億800万円となり、実質収支額は約2億6,000万円の黒字でした。しかし、令和4年度は増収だった町税が、令和5年度で

は全体で2,100万円の減収となるなど、今後も含めて大変厳しい財政状況には変わりありません。財政的に町政運営が様々な制約下に置かれる状況で、最大多数の最大幸福を見据えた予算執行で一定の成果を上げた令和5年度の決算は評価に値します。

財政的な制約がある中で、エネルギー価格や物価の高騰で大きな影響を受けた町民への支援事業をはじめ、ほかの各事業においても諸課題に優先順位を定めながら対応し、迅速かつ効果的な住民サービスに努められていました。

その中で1点、あえて要望するとすれば、その優先順位的意思決定のプロセスを町民へしっかり説明するべきと考えます。厳しい財政状況で優先順位を決めての予算執行が求められる状況だからこそ、説明責任を果たすことがより重要になってきます。

今後は、本格的な人口減少社会の到来で、取り巻く環境が一層厳しさを増す中、高齢化率の向上による高齢者福祉関係経費の急増も予想されます。また、子育てニーズの高まりによる子育て関連予算を含む扶助費、民生費の増加なども避けられません。

現在、そしてこれからの町政運営には、変化の激しい社会経済情勢への迅速かつ柔軟な対応が必要不可欠となります。それと同時に、未来へ向けて新たな挑戦もしていかなければなりません。そういった意味では、令和5年度は制約があったとはいえ、未来への投資という部分では物足りなさも正直感じる決算内容ではありました。

しかし、この松島をよりよい町にしたいという思いは、執行部も議会も町民も皆同じです。ただ、その同じ目標に向かって考える道筋は人それぞれです。だからこそ、どういう考えでその道筋を進んでいくのかを明確にした上で、今後も気を引き締め、町民との対話を大切にしながら、ニーズを的確に捉え、特性を生かした産業振興による地域の活性化、公共施設の維持管理などの複雑多様化する諸課題の解決に、自らの判断と責任において取り組んでいただけることを信じて、私の賛成討論といたします。

○議長（色川晴夫君） ほかに討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第63号を採決します。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立多数です。よって、議案第63号令和5年度松島町一般会計歳入歳出

決算認定については認定することに決定いたしました。

議案第64号令和5年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第64号を採決します。

委員長報告は認定すべきものでございます。本件を特別委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第64号令和5年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

議案第65号令和5年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。討論参加ございませんか。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 10番です。

議案第65号令和5年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

この会計では、2022年10月から単身収入200万円以上や、夫婦世帯年収320万円以上の方について、医療費の窓口負担を2割負担といたしました。また、2022年4月からの保険料と、2024年4月からの保険料を比較すると、均等割額が年額4万4,640円から4万7,400円に、年2,760円、約6.2%の引上げが行われ、所得割では8.62%から0.66%引き上げ、9.28%とする保険料率の変更が行われております。保険料は、被保険者平均で月額660円、年額で7,920円の負担増となっております。

後期高齢者医療制度が始まった16年前の2008年4月の保険料は、均等割額が3万8,760円、所得割額が1.4%でありました。当時と現在の均等割額を比較すれば8,640円、22.3%の負担増、所得割率では2.14%の上昇となっており、高齢者の保険料負担も医療費の負担も増えるばかりとなっております。

国は、令和5年度の法改正によって後期高齢者の保険料と現役世代の支援金の伸び率が同じになるような制度改正や、出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者の保険料負担とすることも決定しており、今後も負担が増えることとなってまいります。高齢者の生活の中で、中心的な支えである年金は、20年前に導入をされましたマクロ経済スライドによって物価が上

昇しても給付が抑制をされる、実質減額される仕組みであり、現在進行している物価の高騰に追いついていないのが現状で、高齢者の生活実態を無視した制度であることは、令和5年度宮城県後期高齢者医療特別会計決算でも明らかであります。

決算では、県内被保険者数の62%に当たる21万1,964人が均等割額の軽減となっており、高齢者の生活状況が極めて厳しく、困難であることが明らかとなっております。

国は、こうした負担増によって医療にかかりにくい状況、受診抑制が生まれることを想定しており、高齢者いじめの制度改悪だと言わなければなりません。高齢になれば病気になるのは当たり前で、大概複数の病気を抱えております。そのための医療費も多くかかることとなります。本来、高齢になったなら医療費をはじめとする負担は軽くするという考え方が必要だったのではないかと思います。ところが、この制度では逆に75歳を過ぎると医療を別枠にして負担が重くなる仕組みで、74歳までは子供などの扶養になっていた人でも75歳から新たに保険料を払わなければならない仕組みとなっております。高齢者の生活実態を無視し、能力を超えたこのような負担を求めるこの制度の仕組みは直ちに廃止をし、国の責任で安心して高齢者が医療にかかれ生活できるような制度設計とすべきであり、元の老人保健制度に戻すことを求めて、反対の討論としたいと思います。

終わります。

○議長（色川晴夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。2番米川修司議員。

○2番（米川修司君） 2番の米川です。

議案第65号令和5年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論に参加いたします。

当年度の歳入決算額は2億2,869万円、歳出決算額は2億2,686万円となり、いずれも前年度に比べ2%台の増加率となりました。団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれること、後期高齢者の医療費のうち窓口負担を除いて約4割は現役世代の負担となっており、今後も拡大していく見込みであることといった情勢を背景に、現役世代の負担を抑え国民皆保険を未来へつないでいく目的において前年度に窓口負担割合が一部見直されましたが、当年度においても保険料率と並んで窓口負担割合が据え置かれたのはやむを得ないと理解しております。

なお窓口負担割合が2割となっているのは、一定以上所得のある方に限られることに加え、令和7年9月までの間は医療費の負担を抑える配慮措置があります。

本町における生活習慣病重症化予防の取組は一定の評価に値しますが、今後も町と医療機関

が共通認識で、糖尿病性腎症重症化予防事業などに取り組むための連携を図っていくこと、また本町は物価の高騰について各種の対策を講じていますが、今後も引き続き後期高齢者の生活実態を適時に把握し、被保険者の家計が急変することのないよう注視すること、加えて今後も被保険者数が増加する見込みであることから、制度を運営する広域連合や、介護保険事業と連携しながらその運営に努めること、以上を町へ要望しつつ、今回の議案に関する賛成の討論といたします。

○議長（色川晴夫君） ほかに討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第65号を採決します。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立多数です。よって、議案第65号令和5年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

議案第66号令和5年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第66号を採決します。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第66号令和5年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

議案第67号令和5年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第67号を採決します。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第67号令和5年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

議案第68号令和5年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第68号を採決します。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第68号令和5年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

議案第69号令和5年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第69号を採決します。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第69号令和5年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定いたしました。

議案第70号令和5年度松島町水道事業会計決算認定について討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第70号を採決します。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第70号令和5年度松島町水道事業会計決算認定については認定することに決定いたしました。

議案第71号令和5年度松島町下水道事業会計決算認定について討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第71号を採決します。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第71号令和5年度松島町下水道事業会計決算認定については認定することに決定いたしました。

以上で、令和5年度各種会計歳入歳出決算認定についての採決が終了いたしました。

ここで櫻井町長より挨拶を求められておりますので、これを許可します。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 令和5年度松島町一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに下水道事業会計の決算につきまして、議会の認定をいただき改めて御礼を申し上げます。

長時間にわたりご審議をいただき、その中で賜りましたご意見、ご指摘等につきましては再度確認、検討しながら今後の取組に反映させまして、より適正かつ充実した行政運営に努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げ御礼といたします。

なお、丹野・後藤両監査委員には詳細な審査とご意見をいただき、その労に対しまして改めて感謝を申し上げます。決算議会、どうもありがとうございました。

○議長（色川晴夫君） 議長からも決算審査に当たりました丹野代表監査委員、後藤監査委員の労に対し感謝の意を表します。大変ありがとうございました。ご苦労さまでございました。

日程第11 委員会の閉会中の継続審査・調査について

○議長（色川晴夫君） 日程第11、委員会の閉会中の継続審査および調査について議題といたします。

各委員会の委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申出がありました。件名一覧はお手元に配付しております。審査及び調査件名を千葉事務局長より朗読させます。局長。

○議会事務局長（千葉浩司君） 朗読いたします。

委員会の閉会中の継続審査・調査申出一覧表。

令和6年第3回松島町議会定例会。

委員会名、継続審査等の内容、審査等の期限の順に申し上げます。

総務経済常任委員会。体験交流による地域活性化について。令和7年9月定例会。

教育民生常任委員会。子育て支援の充実について。令和7年9月定例会。

広報広聴常任委員会。議会広報の編集、発行及び配布。議会における情報通信技術の活用。議会報告会及び一般会議の開催に必要な企画及び調整。広報及び広聴の活動により明らかになった政策課題の整理。令和6年12月定例会。

議会運営委員会。次回の議会開会に伴う議会運営についての審査。議長の諮問事項及び議会活性化に伴う調査研究。令和6年12月定例会。

以上です。

○議長（色川晴夫君） お諮りいたします。各委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。よって、申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査をすることに決定いたしました。

本定例会に付議された審議は全部終了いたしました。

令和6年第3回松島町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

執行部の皆さん、ありがとうございました。

午前10時45分 閉会